

第 368 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 368 回三木市議会（令和 3 年 11 月 29 日開会）に提出する議案 10 件（条例関係 4 件、補正予算関係 6 件）の概要は次のとおりです。

1 条例関係

(1) 第 63 号議案 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

人事院規則の改正に伴い、職員の勤務時間等に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

職員が不妊治療に係る通院等のために取得できる休暇（出生サポート休暇）を新設する。休暇の日数は、1 年に 5 日以内（当該通院等が体外受精等規則で定める不妊治療である場合は 10 日以内）とする。

ウ 施行期日

令和 4 年 1 月 1 日

(2) 第 64 号議案 三木市立小学校、中学校及び特別支援学校設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（学校再編室）

ア 改正理由

令和元年 10 月 3 日策定（令和 2 年 2 月 18 日及び令和 3 年 1 月 20 日一部改定）の「三木市立小中学校の学校再編に関する実施方針」に基づき、令和 4 年 4 月 1 日付けで、東吉川小学校と吉川小学校を統合し、名称を吉川小学校とし、星陽中学校と三木中学校を統合し、名称を三木中学校とすることに伴い、三木市立小学校、中学校及び特別支援学校設置及び管理に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

第 2 条（名称及び位置）の表中「三木市立東吉川小学校」及び「三木市立星陽中学校」の項を削る。

ウ 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

(3) 第 65 号議案 三木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（医療保険課）

ア 改正理由

出産育児一時金の見直しが行われ、一時金のうち産科医療補償制度の適用のある分娩に係る加算分の額を引き下げる見直しが行われ、あわせて健康保険法施行令等の一部改正により一時金の本体分の額が引き上げられたことからそれぞれの額を改める必要があるため、条例を改正する。

また、兵庫県から受けた指導により、国民健康保険の被保険者としないうるに係る規定を追加する。

イ 改正内容

- (ア) 産科医療補償制度[※]の適用のある分娩に係る加算金の額を1万6千円から1万2千円に引き下げるとともに、出産育児一時金の額を40万4千円から40万8千円に引き上げる。

【出産育児一時金】

現在	総額 42 万円	本体分 (40.4 万円)	加算分 (1.6 万円)
改正後	総額 42 万円	本体分 (40.8 万円)	加算分 (1.2 万円)

※ 通常の妊娠・分娩にも関わらず重度脳性麻痺となったものに補償金(3千万円)を支払う制度である。分娩機関の99.9%がこの制度に加入している。

- (イ) 児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法の規定による扶養義務者のないものは被保険者資格の適用を除外することができる旨を規定する。

ウ 施行期日

公布の日から施行する。ただし、イ(ア)については、令和4年1月1日から施行する。

(4) 第66号議案 三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について(医療保険課)

ア 改正理由

赤字の解消を図り、将来にわたって国民健康保険事業の安定的な運営を確保するため国民健康保険財政健全化計画を策定し、本計画に基づき国民健康保険税率を改定する。なお、本計画は、三木市国民健康保険運営協議会からの答申を経て決定したものである。

また、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部

を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号）の施行に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の減額に関する規定を追加するため、条例を改正する。

イ 改正内容

(ア) 国民健康保険税の基礎課税分・後期高齢者支援金分・介護納付金分に係る税率等を次のとおり段階的に引き上げる。また、普通徴収に係る保険税の納期回数を次のとおり段階的に増やす。

項目		現行	R4 年度	R5 年度	R6 年度
基礎課税分	所得割	6.5%	7.6%	9.0%	9.1%
	均等割	25,000 円	31,000 円	37,000 円	38,500 円
	平等割	20,000 円	23,000 円	25,500 円	26,000 円
後期高齢者支援金分	所得割	2.3%	2.6%	2.9%	3.0%
	均等割	9,000 円	10,000 円	11,500 円	12,000 円
	平等割	7,000 円	7,500 円	7,500 円	8,000 円
介護納付金分	所得割	2.0%	2.3%	2.7%	2.8%
	均等割	8,000 円	11,000 円	13,500 円	14,000 円
	平等割	6,000 円	6,500 円	7,000 円	7,500 円
保険税の納期	回数	8 回	9 回	10 回	同左
	時期	7 月～2 月	7 月～3 月	6 月～3 月	同左

(イ) 未就学児（当該年度において 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者）に係る当該年度分の被保険者均等割額（低所得者世帯に係る保険税の減額が適用される場合は、減額後の被保険者均等割額）を、2 分の 1 減額する。

ウ 施行期日

公布の日から施行する。ただし、イ(ア)のうち、令和 4 年度分の税率改定及び(イ)については令和 4 年 4 月 1 日から、イ(ア)のうち、令和 5 年度分の税率改定については令和 5 年 4 月 1 日から、イ(ア)のうち、令和 6 年度分の税率改定については令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 補正予算関係 【別添「令和 3 年度 12 月補正予算（案）の概要」参照】

- (1) 第 67 号議案 令和 3 年度三木市一般会計補正予算（第 7 号）
- (2) 第 68 号議案 令和 3 年度三木市一般会計補正予算（第 8 号）
- (3) 第 69 号議案 令和 3 年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- (4) 第 70 号議案 令和 3 年度三木市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- (5) 第 71 号議案 令和 3 年度三木市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- (6) 第 72 号議案 令和 3 年度三木市下水道事業会計補正予算（第 1 号）